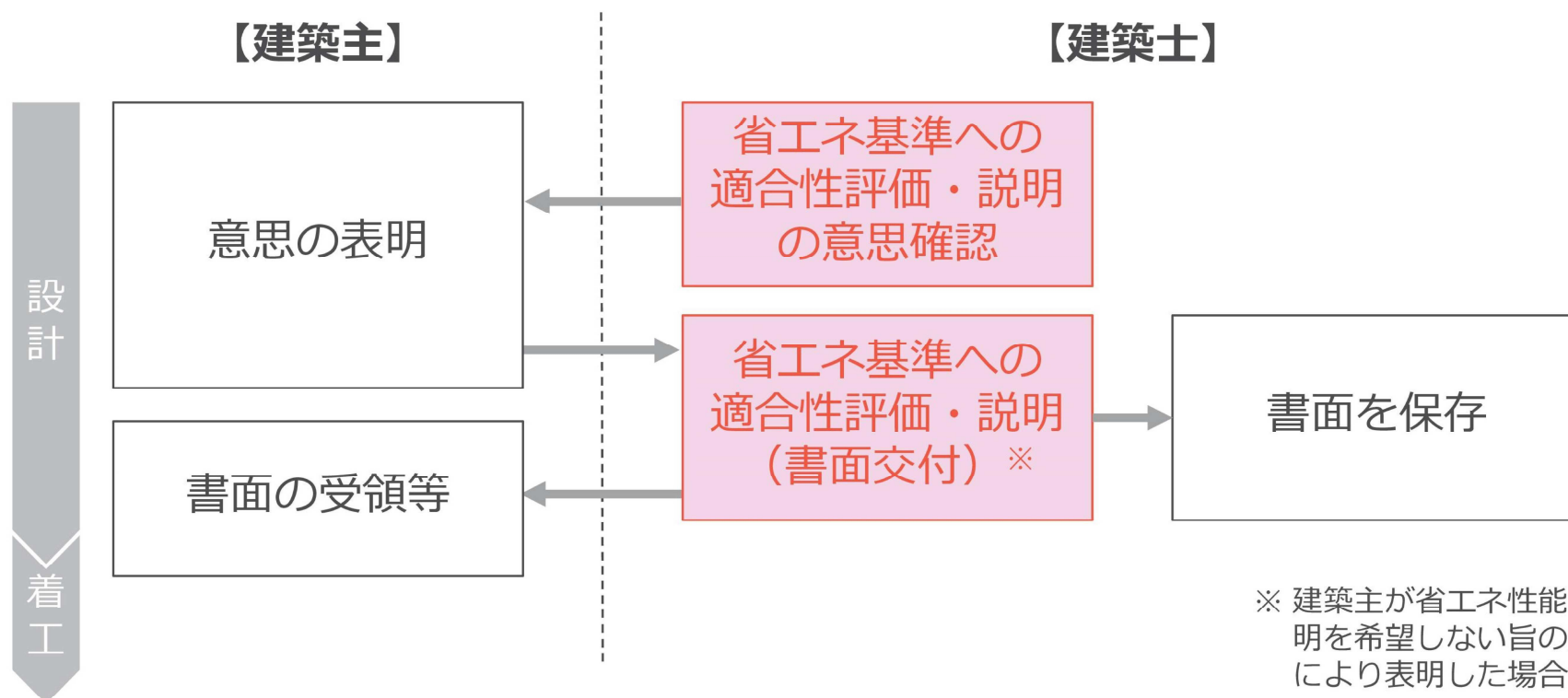


小規模住宅・建築物の省エネ性能に係る説明義務制度

- 小規模住宅・建築物（300m²未満の住宅・建築物を対象とする予定）の新築等に係る設計の際に、次の内容について、**建築士から建築主に書面での説明を義務化**。
 - ① **省エネ基準への適否**
 - ② 省エネ基準に適合しない場合は、**省エネ性能確保のための措置**
- 説明に用いる書面を建築士事務所の保存図書に追加予定。（建築士法省令を改正予定）
- 建築士法に基づき都道府県等は建築士事務所に対する報告徴収や立入検査が可能。

〈説明義務対象物件に係る手続フロー〉



※ 建築主が省エネ性能に関する説明を希望しない旨の意思を書面により表明した場合、説明不要